

「社会福祉発達史」研究の射程と展望（その2）

——「福祉の複合史」研究のもたらしたもの——

伊藤 文人

要 旨

本稿の目的は、現代歴史学から「社会福祉（なるもの）」へ接近し、社会福祉の歴史研究を刷新していると思われる、「福祉の複合史（the mixed economy of welfare）」研究の展開過程とその方法論的な特長を抽出することである。

「福祉の複合史」研究は、本国英国では1970年代末期から、日本では英国での成果を撰取しつつ1990年代後半から徐々に「歴史学」分野で紹介・深められ、多くの「福祉の歴史」の諸相を明らかにしてきた。その特長は、それまでの社会福祉史研究（＝社会事業史研究）が無意識的に採用してきたと思われる「歴史観 historiography」（ホイッグ主義史観とマルクス主義史観）とは異なる、多層的で射程の長いそれを見いださそうとしているところにある。本稿は、この「福祉の複合史」研究の主要な論者による問題意識と主張——特に彼らが注目する「中間団体（アソシエーション）」による福祉供給主体の史的実態：「福祉ボランティアリズム」——を紹介し、その到達点へ若干のコメントを行うものである。

キーワード：歴史観、社会事業史研究、福祉の複合史研究、福祉ボランティアリズム、
エージェンシー（担い手）

目 次

はじめに——本研究の背景と目的——

- 1 歴史研究と歴史観
 - 1.1 歴史研究と歴史観
 - 1.2 歴史研究における歴史観を巡る転回過程
- 2 伝統的な社会福祉史研究と進歩主義史観
 - 2.1 ホイッグ主義史観
 - 2.2 マルクス主義史観

3 複合史研究の登場——新しい社会福祉史研究？——

3.1 複合史研究の輪郭

3.2 複合史研究による「福祉ボランティア」の諸相

3.3 複合史研究による「福祉社会史」の描かれ方

4 小括

注

文献

はじめに ——本研究の背景と目的——

社会福祉学者高島進（1933–2016）が「社会福祉とは何か？」を明らかにする前提として取り組んだ社会福祉の通史的理解を模索していた時期（1950年代後半から70年代）においては、「社会福祉（なるもの）」は戦前の社会政策論との関係からその位置づけ（対象把握）が模索され、戦後はその対象把握を巡る社会政策学会における認識と社会福祉学会におけるそれが併存しながら鋭い対立的様相が認められてきたといえよう（木村1958；孝橋1973；宮田1996；木村2015）。他方、1970年代までの「戦後歴史学」は様々な成果を発掘してきたが、その支配的な方法論的認識は、「講座派的なもの」をほぼ踏襲しており、これは戦後の社会政策学会や社会福祉学で主流となっていたそれと同一線上にあったといえる（伊藤2021：63-68）。とはいえ、当時の戦後歴史学（研究）はその対象に「社会福祉（なるもの）」をほとんど含めていなかったと言っておく（室田2013：2-4）¹。

ところが最近では歴史学（研究）が——筆者の依拠する社会福祉学としての社会事業史研究とは別の問題意識から——徐々に「社会福祉」的な事象を研究対象として採り上げるようになり、特に英国社会福祉史研究の成長には目をみはるものがある。この歴史学分野から「社会福祉（なるもの）」への歴史研究は、「福祉の複合史 Mixed Economy of Welfare」研究（以下、複合史研究と略）によって担われている²。複合史研究は、英国本国では1970年代末から次第に意識化され、日本では英国本国での蓄積を紹介・摂取する形で、1990年代末から戦後歴史学を批判的に継承した「現代歴史学」（安丸2002：228）を牽引する研究者たち——主に高田実、長谷川貴彦、金澤周作、岡田東洋光各氏ら——によって追究されている（高田2001；2009；2017、高田・中野編2012；岡田・高田・金澤編2012；長谷川2014；金澤2008；2021）。

複合史研究は英国の社会福祉史（表象）をめぐる複雑な様相を解明する方法論を積極的に開拓しつつあるようにもみえる。しかしながら、複合史研究からは社会福祉史研究としての先達である（と筆者には思われる）社会事業史研究にはほとんど言及がない（金澤2011：12）³。この背景は、過去20年以上の複合史研究の蓄積に比して、英国を対象とする社会事業史研究の蓄積が相対的に過小であることも関係しているかもしれない（ex 金子2012）⁴が、それだけではなく社会事業史研究が無意識的に採用してきたと思われる「歴史観 historiography」が、複合史研究

の持つそれとかなり対照的である（ように見える）こととも関係しているからかもしれない。端的にいえば、複合史研究は社会事業史研究（の方法的な前提意識全般）をマックウィリアムのいう「旧説」⁵（McWilliam 1998= 2004: ch.2）に依拠したものと捉えているようであり、それを批判的に克服しようとしていると解される。とはいえ、複合史研究は社会事業史研究がなぜ誕生し今日に至ったのか（永岡ら 2012）、また同様の現象が英国本国にも当てはまっていることを知らないかのようである（Lavalette 2000; 2011）⁶。

筆者は社会福祉学を専攻し、ソーシャルワーカーとして実践に携わった後に、英国を対象とする社会事業史研究に取り組みながらも、複合史研究のメッカと言われた英国の大学院での研究生生活にも従事した特異な経験を持っている。自身の研究の中には、この複合史研究の成果を摂取したものが反映されたものもある（伊藤 2007）。しかしながら社会福祉学としての社会事業史研究を自覚的に深めていく過程で、両者の間にはそれぞれの問題意識の基層部分にある、「歴史観」に対する微妙なスタンスの違いがあることが見えて来たようにも思う。両者は同じ「英国の社会福祉史」を対象とするが、それぞれが重視している内実がかなり異なっているように考えられるのである。

以上の問題意識から、本稿は複合史研究と社会事業史研究が探究してきた方法論的意識なり歴史観とはどのようなものであるかを筆者なりに同定し、これを比較対照することを通じて、後者は前者からの批判をどう受け止めて、どのような応答をすればよいのか、換言すれば、社会事業史研究が主体的に掘り起こそうとしているもの——後者の「独自性」（細井 2020：15-44）——と言い得るものは何かを考察していくにあたって必要となる前提的な基礎作業になるであろう。

より具体的には、次のような手順で本稿を進めたい。第一に、複合史研究が登場する以前の社会福祉史はどう描かれてきたのか、またその場合の歴史観とはどのような内実を含意してきたのか、いわゆる「言語論的転回」以前にヘゲモニーを握ってきたと評価されてきた研究動向を概観する。第二に、第一の歴史観（≒パラダイム）を批判している複合史研究とは何か、その開拓者／牽引者による諸論考から、その問題意識と方法論的射程を整理し、その最大公約数的な特長を筆者なりに同定する。とりわけ彼らが重視する多元的かつ重層的な「チャリティ」「フィランソロピー」「ボランティアズム」「中間団体（自発的結社：アソシエーション）」の歴史的存在と国家福祉との関係性を理解するために、特に 1870 年代から 1940 年代の社会福祉をめぐる通史を複合史研究がどのように描いているのかをやや詳細に紹介する⁷（以上本号）。そして第三に、第一で触れた社会事業史研究を含む従来の立場から抽出された歴史観から出発しつつも、複合史研究からの批判とは別個に独自の批判的な歴史観（の前提となる価値意識）を育んできたと思われる社会福祉史研究（Popular social work）に関する内容と評価を紹介し、これと複合史研究の歴史（観）を改めて比較対照を行い、複合史研究が無意識の内に捨象している歴史研究の視点やダイナミズムがどのようなものであるのかを提起していきたい（以下次号）。

1 歴史研究と歴史観

1.1 歴史研究と歴史観

言うまでもないことだが、対象がどのようなものであれ、歴史研究をするにあたっては、それに必要と思われる史資料を単に並べただけでは研究として成立しないだろう。そこには史資料を批判的に吟味し、歴史を叙述する前提となる理論的枠組たる「歴史観 historiography」——「歴史的発展の包括的解釈、ないしは『メタ物語』の前提」(Hunt 2014=2016: 14)——、換言すれば、歴史を構成する哲学的認識という意味での、「歴史家たちの解釈の枠組みの立て方を吟味する・・・問題の論じ方」(McWilliam 1998=2004: 4) が要請されることになる。これを以てそれぞれの歴史家は、当該研究の意味を決定する要素間の階層的関係から研究アジェンダの設定(研究する価値があるとされる課題の選択と適切なアプローチの決定)を行ってきたと理解されている(Hunt 2014= 2016: 14)。

従って歴史研究は社会変動と密接な関係があるといえるだろう。なぜなら社会変動は歴史研究(叙述)の前提となる(歴史家の)認識枠組みに変容を迫るからである。このため歴史研究は、社会変動との関係でその時代に特有の歴史観を形成させ、多様な歴史解釈(叙述)を生み出してきたのである。これまでの歴史研究が依拠した認識枠組みとは、どのようなものが史学史上同定されてきたのであろうか? ハントによれば、それらは「マルクス主義、近代化論、アナル学派、(とりわけ合衆国では)アイデンティティの政治」(Hunt 2014= 2016: ch.2)と整理され、また近藤は、ホウィグ史観、マルクス主義史観、経済史と社会史(批判的歴史学)、[言語論的転回以降の]文化史、[とこれから派生した]修正主義(近藤 2010: 17)であるとしている。読者の便宜のためこのような歴史観の転回過程を以下に若干要約しておこう。

1.2 歴史研究における歴史観を巡る転回過程

歴史学(歴史研究)は、人文科学であるが当該研究を意義づけるにあたって、「社会科学のグランド・セオリー [グランド・ナラティブ: 大きな物語] から、その説明原理の多くを借用していた [／いる]」(長谷川 2016: 2) のだが、ネオリベラルな時代に到達する以前の(戦後)歴史学における主流な歴史観が興隆した背景文脈は以下のようなものであったといえよう。

第一に、戦後の高度成長と福祉国家路線の自明性が存在して保革のイデオロギー対立は相対的に過小であったこと(例: 英国のバツケリズム)、第二に、そのため歴史研究も社会主義、フェミニズム、多文化主義などから影響を受けつつ、マックウイリアムのいう「旧説」がいうところの「政治的な進歩主義的な傾向」(ibid.: 5) を帯びる歴史観に基づく叙述や解釈像が主流であったことが指摘できよう。換言すれば、それまでの「歴史家たちは、人間の歴史的営みを単一の型に押し込めたり、同一の進化の路線上に位置づけ」(二宮 1993: 2) ていたのである。

ところがこのような楽観主義は、1970年代後半以降の低成長／福祉国家体制への懐疑や動揺

による新保守主義やネオリベラリズムの台頭、その結果として1990年代の「現実の社会主義」（旧ソ連と東欧ブロック）の崩壊に結びついたことから動揺し始め、「人民の歴史学」の前提としていた進歩主義史観は根底から覆されてしまったといわれる（長谷川2016：8）。このことは、それまでの歴史研究が「所与の前提としてきた（≒自然的な）もの」、すなわち「[人間]存在の恒久性や精神の自己展開、人間本性の不変性、成熟あるいは持続的成長といった単線の発展の図式」といった「一切の進歩の展望」[という意味でのグランド・ナラティブ]（二宮1993：2-3）への疑義を提起していくことになる。

こうした認識転換へ大きな影響を与えたのが、ポストモダニズムやポスト構造主義などと形容される、「言語論的転回」（≒構築主義）という知的トレンドである。これは「社会＝言語／言説の実践による構築物」という視点を強調する姿勢であり、象徴や記号体系の規定性を重視し、それまで主流とされた「歴史における人間の主体性」の役割を消去することにつながっていく（それまで主流であった経済還元主義への批判という意味での言語決定論）。例えば、それまで歴史研究の中で重要視されていた「階級」は、多様な差異＝アイデンティティ（ジェンダー、障害、人種など）の一つに過ぎないと言われるようになり（「階級政治」から「生活政治」へ）、地域や時代毎の対象分析の多様性から普遍性への批判や、社会変動のもたらす急激な断絶性が否定され、連続性が強調されていった（長谷川2016：7）。

このように、ポスト構造主義（レヴィ＝ストロース、アルチュセール、デリダ、フーコーら）の主張を摂取していった歴史学研究は、次第にそれまで歴史解釈で主流を占めていたホウィグ主義史観とマルクス主義史観の前提たる、社会的進歩、科学的合理性、自由・平等・民主主義という普遍的な概念へのコミットメントという啓蒙主義的価値観への批判を展開していくことになる。それは現在（歴史家の生存している時点）の「視点から過去を読み解く目的論的・還元論的歴史解釈」（長谷川2016：9）への批判をも意味したのであった⁸。

いずれにせよ、個々の歴史家は、洋の東西を問わず、このような歴史観に依拠しながら実に多種多様な研究を発掘／明らかにしてきたが、これらのうち、特にホウィグ主義史観とマルクス主義史観（ハントの分類からいえば、近代化論とマルクス主義）は、おおむねネオリベラリズム登場以前の社会福祉史研究にも影響を与えてきたといえよう。例えば、戦後の英国福祉国家（の内実）が労働党とフェビアン協会の影響力のもとで形成されたように理解されたため、「福祉国家／社会福祉史≒フェビアン史観」とも評価されてきた側面があるし、マルクス主義史観も国家福祉拡大の意義を理論的に擁護したので、その歴史的な展望をある程度は共有していたことが想起できるかもしれない（George and Wilding 1985=1989; Lee and Raban 1988=1991）。ここでは、複合史研究が主な批判の対象とするホウィグ主義史観およびマルクス主義史観と社会福祉史研究との関係を中心に取り上げることから議論を始めよう。

2 伝統的な社会福祉史研究と進歩主義史観

2.1 ホウィグ主義史観

複合史研究によれば、従来の英国を対象とする「社会福祉（なるもの）」の歴史に関する「研究の主眼は福祉国家をゴールとする歴史の再構成」（金澤 2011：12）を中核としたものであった。それは救貧法の原則が徐々に崩壊して結果的に「福祉国家に一元化されてゆく国家〔福祉〕行政の拡大・進化の歴史として描かれてきた」（長谷川 2012：30；2014：2-4）のである⁹。そのひとつの要因は、国家福祉が拡大し、その領域で胎動した福祉官僚制の誕生と、この専門職を養成することを追求するために生まれた新興学問である社会政策・行政論やソーシャルワーク論の自律的な成長が背後にあったことも関係しているであろう¹⁰。

P・セインからの批判

しかしこの社会福祉／福祉国家形成に関する歴史の伝統的な描かれ方や解釈に対してP・セイン——意外にも、彼女は戦後英国「社会政策学 Social Policy」の泰斗であったR・ティトマス（1907-73）の指導の下で社会福祉史研究を行ってきた——は違和感を表明する。セインは、国家福祉活動の拡大の「諸々の原因と結果は複合的であ〔り〕・・・家族や任意的組織や私的組織といった他の機関と関連させると・・・国家による福祉の正確な役割は、別個の主題としてもっとも的確に考察される」と指摘する。すなわち、1870年代から1940年代における国家福祉の方策が福祉全般の向上を意図したものであったとしても、「国家が福祉の提供者として他の機関に取って代わったことを必ずしも意味するものではない」（セイン 2007：172）。なぜなら貧困者を含む一般国民（人口の3-4割は、人生のある時期に貧困を経験すると想定された）は、生活への公的介入に「しばしば憤慨」し、「すべての労働者が・・・国家が主要で恒常的な福祉の役割を担うということをサポートしたのではなかった」（ibid.: 176）からである。エドワード期の社会立法——自由党社会改良政策（1906-14）——は、「大幅な再分配の機能を果たすものではなかった」とされ、その理由をこの社会立法を推進した主体（「新自由主義派 New Liberal」）が「政治的打算よりむしろ原則的理由によって社会状態を救済すべく行動するべきであると信じていた」（ibid.: 177）からだとしている。例えばセインによれば、1911年の国民保険法（社会保険制度の創設）は、労働者に自助と貯蓄の義務を内面化させ、それをもって保険受給の「契約権」を確立するという「長期間〔に渡って培われた結果として〕確立した価値観」を国家〔福祉〕事業に組み込むことを意図していたからである。確かにこの時期に国民福祉に対する国家責任の原則は確立されたが、その「諸原則は、それ以前の数十年間のさまざまな圧力の所産であった」ため、「多様で統一性に欠け〔る〕」ものであり、国家を福祉の主要な供給者として「確立する意図は根底にはなかったと認識することは重要」なのである（ibid: 180）。総じて、大戦後に生活水準の未曾有の高度化が起った理由は、福祉国家の存在や施策にあるというよりも、1940年後半から50年代

の完全雇用の存在が大きいのである（ibid.: 185）。

このような福祉国家に集約されるかのように描かれる福祉の発展史を相対化する修正主義的な研究の立場から彼女は、社会政策／行政論やソーシャルワーク論が前提とする／してきた（とされる）「社会福祉（なるもの）」に関する史的分析に対して、以下のようにいう（Thane 1979: 11）――

「社会政策の歴史 the history of social policy は、現在の社会政策論や社会行政論研究を主に専攻する人々の手に長く委ねられてきたと言いたくなるような誘惑にかられる。これはほぼ必然的に歴史を相対的に進歩した現在の状態への進化の過程として見るという、一種の『ホイッグ主義 Whiggism [史観]』につながる。[これでは] 過去の出来事を現在とは全く異なる文脈で理解することの難しさを十分に考慮 [していないことになる]」

したがって、これまでのような進歩的な「解釈は、イギリス国家の『福祉』活動が今 [20] 世紀の間中ずっと拡大してきたという逃れようのない事実と、それらが最良かつ最も効率的な仕方

で拡大してきたという思い込みを混同しているのである」（Thane 1996=2000: 2）¹¹。

マルクス主義研究者からの部分的な同意としてのホイッグ主義史観批判

このセインの批判的な見解には、意外にもマルクス主義史観に依拠する社会政策／ソーシャルワーク研究者であるM・ラヴァレットが部分的に同意する形で示唆に富む所見を披瀝している。ラヴァレットは、社会政策とソーシャルワークの歴史研究の大半は、「社会福祉（なるもの）」の外見上の、明白な発展的成長と拡大に焦点を当てた歴史観で彩られ、近代社会で生じた社会（貧困）問題に対する政治家、官僚、国家が果たした役割を強調する、単線的で進歩的かつプラグマティックな対応＝ホイッグ主義史観によって描かれてきたとしている。同史観は資本主義の伸長に伴って出現した産業資本家や中核的な労働者階級の利害を代弁する社会観の反映物であり、ここからは「福祉国家の成立を国家介入が長期的に拡張されることの不可避的な結果として、また公的な善意の制度的な表現として見なす」ため、国家福祉の成長と拡大が社会の進歩と安定を意味し、同時に支配階級や国家の国民に対する「善行」を証明することに繋がると理解されていた、と捉えている。

またソーシャルワーク史も、おおよそ国際主義的見解 an internationalist view を前提として描かれており、その中心点は、それを導いている出来事の編年体、すなわち、「何が起こってきたのか」という物語的記述が、なぜソーシャルワークがそのようなものとして存在するのか、という理由を説明するものとなっており、この物語的手法は、あることが別の事柄を導くという、ひとつの法則に従うことを前提にしている」とし、このような研究を「発展主義的 developmentalist アプローチ」とも表現している。

さらにラヴァレットは、この史観は西洋（英国）福祉国家（が提供した社会政策やソーシャル

ワーク)が、最も先進的な形態を提供し、他国がそれに倣うべき〔帝国主義的な〕モデルを提供するという態度を取りやすいともいう(Lavalette 2011: 1-2)。この種の研究は、E・チャドウィック、W・ベヴァリッジ、ロイド・ジョージ、ウェップ夫妻などの活躍を中心にあり、福祉の発展を表現する Evolution, Development などを冠するタイトルが多いことが明らかにされている¹² (Lavalette and Mooney 2000: 2-3)。このような史的アプローチは、フェビアン史観(ウェップ夫妻)、ティトマス・テーゼやT.H. マーシャルの市民権論に連なるような「(社会)福祉理論」とも親和的な関係を持ってきたといえるだろう。

いずれにせよホウィグ主義史観は、「そもそも現存する秀でたものの起源と系譜を探り歴史を顕彰〔表象〕すること、過去と現在を結びつけて『わかる』ようにする」(近藤 2010: 17) という意味で学校教育においても普及しやすかったため、社会福祉史研究もこの史観に依拠したものが多かったのかもしれない。

2.2 マルクス主義史観

マルクス主義史観(Marxist historiography)は、日本では「戦後歴史学」の依拠したそれと事実上同義であり、また戦前からの社会政策(Sozialpolitik)研究から戦後の社会福祉研究へ変遷していく文脈においても、一貫して歴史理解の前提として大きな影響力を有してきた。これは、資本家と労働者という二大階級の闘争を媒介にする、生産力と生産関係(下部構造〔土台〕と上部構造)の矛盾によって社会構成体が弁証法的な意味でひとつの段階(局面)から別の段階へ「移行=発達」するという、歴史発展の必然性や法則を強調しながら資本主義の崩壊と社会主義・共産主義への移行を前提とする、いわゆる段階論的な歴史叙述を指しているとい一般的に理解されている(伊藤 2021)。この史観に依拠した社会福祉史研究で真っ先に想起されるのは、先に金澤(2011)が指摘したように、高島進(1979)と高野史郎(1985)であろう¹³が、社会事業史研究の蓄積からすれば、(右田・高澤・古川編 1977 = 2001)もその範疇に入るであろう。

では、マルクス主義史観に依拠した社会福祉史研究は、本国英国ではどのように評価されているのであろうか、再びラヴァレットの見解に戻ろう。

英国におけるマルクス主義史観と社会福祉史研究

ラヴァレットによると、英国で福祉国家/社会政策やソーシャルワーク(史)についてマルクス主義史観に基づいた研究が特に活況を呈したのは、1970年代に入ってからである。マルクス主義史観は、資本主義のもたらす社会関係の中で種々の福祉的活動が国家を媒介する形で、生成してくることを強調している。

例えば産業革命期は、地方から貧民の都市部への移住と都市化、貧困者の管理統制という社会問題を引き起こしたので、国家が直面したのは、資本の要請に応じた「自由な労働力」を陶冶する必要性であった(社本 1997も参照)。例えば、E.P. トムソンは、広範な民衆の文化的慣習(custom in common)が産業資本主義=自由市場の原理と衝突し破壊される様相をモラル・エ

コノミー [民衆による非資本主義的な慣習に基づく社会行為の集合的表現] の崩壊過程として描いた。P. リンボウは、国家による品行取り締まり、民衆の伝統的慣習を犯罪視した上での司法殺人による「市場化」が18世紀から19世紀に拡大したと描き、この歴史的な文脈の中でT. ノヴァクは、『貧困と国家 Poverty and the State』（1988）で両者の間に生まれる社会政策には、貧民や労働者階級を馴致する社会統制機能があることを強調した（Ferguson et al. 2002: 28-29）（Lavalette, 2011: 2;6）。またJ. オコンナーの『国家と財政危機』（1973）、I. ゴフの『福祉国家の経済学』（1979）、N. ギンズバークの『階級、資本、社会政策』（1979）らの研究は、福祉国家の史的分析に触れつつ、特に福祉国家成立の政治的経済的プロセス、1960年代以降の財政危機、国家の正統性の問題を中心に検討を行ったという（Lavalette and Mooney, 2000: 4-5）。

こうしたマルクス主義史観に依拠する諸研究のなかでラヴァレットが特に注意を促しているのが、社会福祉や国家福祉が成立する歴史的な文脈を理論的にも洞察したJ. サヴィルの福祉国家史研究である。サヴィルは、社会政策やソーシャルワークを含む福祉的安寧装置（welfare settlements）は、以下の3つの歴史的な局面（文脈）の中で構成されると捉えていた（Ferguson, et. al, 2002: 28）（Lavalette 2011: 2）。

- (1) 資本主義的生産関係がもたらす搾取に対する民衆＝労働者階級からの闘争 [の発生]、
- (2) 経済＝蓄積にとって効率的な環境とそれに見合うような高度な生産的労働力の需要が増大するため資本から [そのような労働力を育成して欲しいという国家へ] の要請、
- (3) 資本蓄積を順当に遂行するために必要とされる政治的安定と引き替えに資本が労働に支払う社会的費用（≡ welfare settlements）を承認すること¹⁴

このサヴィルの社会福祉史への分析視角は、今日においても一部の研究者（もちろんマルクス主義史観に依拠しているものが多い）によって支持されている（Lavalette and Mooney, 2000; Ferguson et al., 2002; 2018）。

それにもかかわらず、近藤は、マルクス主義史観は、ホウヰグ主義史観とももちろん異なるものの、前者は英国国民国家（帝国）の展開を、後者は国際的な社会主義の実現を人類の普遍的目標であるかのように見なす傾向にあったため、その意味では「共に旧体制の悪を指摘し、現在あるいは近未来の善に対して正しいゴールに至る定向進化を唱える『目的史観』」という共通点があったとしている（近藤 2010: 17）。

3 複合史研究の登場—新しい社会福祉史研究？—

複合史研究は言語論的転回＝歴史学における修正主義的な社会史や文化史の登場¹⁵、使用できる史資料の大幅な増大と方法論の多様化などの知的環境の変化だけでなく、サッチャー主義による新自由主義的な国家福祉の再編に対する歴史家からの批判として登場してきた側面を持っている

る。複合史研究は、グローバルゼーションを推進した一連の政策的終焉から、政府主導或いは市場の自律性による社会の回復という「二者択一的発想」で福祉を構想することは不可能であり、国家と市場を包含する「福祉社会」を再考（興）するという問題意識から出発する（岡田 2010：2）。それはどのようなものか、筆者なりにその輪郭を素描してみよう。

3.1 複合史研究の輪郭

「善き社会」を達成する手段としての福祉 wellbeing

複合史研究は、福祉を wellbeing として最広義に捉えている。福祉への道筋を考えると、理論的には大きく二つあるとされる。ひとつは、他者で起こりうる不幸は自己にも起きるという感覚の相互承認である。寿命が延び、食べることだけに拘泥しない時代になると、人々は将来への不安を自覚し、若いときに働きながらも貯蓄、節儉、保険の手立てをし、自由をある程度犠牲にしながら将来の自己へ配慮を行い、個の自由とリスクの相互承認から共同性が作り出され、自己防衛的な社会連帯（社会の「横関係」＝つながり）から福祉は成立するという。もうひとつは、社会的強者から弱者への自発的かつ強制的な富の移転によって社会を維持する予防的負担である。これは社会の「たて関係」を利用した国家による再分配を通じた共同性である。この二つの道筋を以て「善き社会」というゴールが設定されるが、福祉は、ゴールを達成するための手段になる（高田・中野編 2012：3-5）。

これを前提とすれば、歴史的概念としての福祉とは「多元的な担い手〔資本・コミュニティ・国家〕と原理によって構成される構造的複合体」を意味する。より具体的には「家族、地域社会、企業、教会、様々な中間団体、国家、国際組織が相互扶助、慈善、社会保険、公的扶助、国際支援などの方法」によって「人々の生活の最低限を支え」ていることが「構造的複合体としての福祉」である。こうした「手段」は「豊かな福祉史〔を掘り下げていく上で〕の鉱脈」であり、それが果たす「歴史的な役割を評価する」必要性は、ポスト福祉国家時代の福祉を再考する上で「有意義な参照系を提供する」（高田 2010：28）という。

19世紀後半から20世紀前半にかけての英国「社会」における福祉の諸相とそれを指示する言葉（福祉、社会福祉、社会事業、ボランティア、ボランタリズム、チャリティ、フィランソロフィー、相互扶助など）の具体的な内実を複合史研究は、福祉複合体としての「福祉ボランタリズム」として対象化し、また分析のツールとしても位置づける。それは「国家的な法＝権力的な機構から提供も強制もされない、私益を超えて人の生存の質向上のために動員されるエネルギーとその発現形態の総体」と定義されているが、他方で「税を基盤とする救貧法行政や生存の質向上を目的としない、学問や芸術や趣味・娯楽などの啓蒙的団体の活動、営利活動を主目的とする企業活動は除外」される（岡田・高田・金澤編 2012：7-8）ともいう。

複合史研究は、福祉ボランタリズムを「営利性」「空間性」および「自立性」という3つの軸から構成される「多孔的で三次元的な塊」から捉える（岡田・高田・金澤編 2012：6）。「営利性」とは、福祉ボランタリズムを体現した各主体がどの程度営利的／非営利的な性質を有したのかを

意味する。「空間性」は、地方の小さな実践から国家レベルの実践という空間把握の大小を連想させる。さらに「自立性」はその主体がどの程度国家的要素が注入されているか／そこから独立しているかを評価する指標を見定める座標軸である。この「多孔性」によって、福祉ボランティアリズムは、「営利性あるいは市場との部分的な適合」「空間的な多様性」「国家との柔軟な関係」を生みだしてきたとされる (ibid.: 10)。

社会福祉史における「連続性」と「断絶性」の動態の強調

こうした定義を踏まえて複合史研究の特長を簡単に要約すれば、社会福祉史研究における連続性 continuity と変化 change の複雑な諸相＝「国家と市場の間にある『社会』が持つ可能性」(高田 2011: 24) を重視する姿勢である。複合史研究は、ホウヰグ主義史観やマルクス主義史観に依拠した社会福祉史研究(福祉国家の成立に収斂するかのように描かれてきた)とは相対的に距離を取る価値観や問題意識に基づき、救済法期から連綿と継続していた国家福祉の外側に位置する、慈善的／互助的な福祉供給体の多様な担い手 agency による「歴史の実態」(岡田・高田・金澤編 2012: 17) を掘り起こし、その時代時代に特有の福祉活動と言説との相補的關係を同定しながら社会福祉史を多元的かつ立体的に描き直そうとする。このような担い手は、歴史が下るにしたがって国家福祉に吸収されたのではなく、これと併存しつつ協力的な「パートナーシップ」関係を持ちながら結果的に福祉国家を構成／補完していった存在として位置づけられている。

特に複合史研究が着目する時期は、(セインの研究と同じく) 19 世紀後半から 20 世紀中盤である。この時期は、自助が強調された古典的レッセ・フェール(自由主義)の時代から、社会を維持するための国家による積極的な干渉を容認する新自由主義(New Liberalism)への移行期を指している。その見解によると、19 世紀後半において、国家は社会へ間接的な干渉を実施し、社会の多様な自発的行為が円滑に機能するような基盤整備を行った。国家は、「福祉ボランティアリズム」の機能を最小化するのではなく、むしろそれを最大化させるものとして「小さくて、規制的で、強い」実体として存在したという(高田 2009 も参照)。とはいえ 20 世紀に入ると、社会における福祉機能が従来形だけでは機能しないことが明らかになったため、国家の直接的な干渉がより必要となっていく。それは社会の自律的な行為だけでは社会問題が解決されないという認識が国家の為政者たちにも到達したからである(岡田 1985 も参照)。この歴史的な文脈のなかで、国家は福祉のミニマムを、福祉ボランティアリズムは福祉のオプティマムを担ったという意味で、そこには「社会と国家の連続性」が連綿と存在したことが強調される(岡田・高田・金澤編 2012: 11-12)。しかし、総力戦下になると「福祉ボランティアリズム」は「自律した力学ではなく、国家福祉を前提とした関係性の力学の中で作動した」(ibid.: 13) ともいう。

このように複合史研究は、福祉 wellbeing (ラヴァレットがいう welfare settlements に近い概念) を構成したのは、前項で示したように、「家族、地域社会、企業、教会、様々な中間団体、国家、国際組織が相互扶助、慈善、社会保険、公的扶助、国際支援など」など多様な担い手によ

る貢献が大きかったと理解しているため、国家と社会の力が融合するような形で wellbeing を充実させる社会的な制度設計がなされたと認識しており、「国家福祉だけがそれだけの力で福祉国家を担ったわけではないし、逆に福祉ボランティアだけがそれだけの力で福祉社会を担ったわけでもない」(岡田・高田・金澤編 2012: 17) という両者の複雑かつ豊潤な関係性を描くことが社会福祉史研究として重要であることを力説している。要するに、「福祉ボランティア」が社会福祉史研究の主役であるべきだと主張している訳ではないが、「国家福祉主義的な福祉像」の背後にあって活動した種々の福祉実践の豊饒さを理解することなしに社会福祉史を描くことはできないことを指摘しているのである (ibid.: 17)。

複合史研究は、この200年余の(特に英国における)福祉史の描き直しを指向するが、特にこの一世紀間の「歴史のパラドックス」を念頭に置いている。現代は過去一世紀前と同じく「格差社会」「貧困の発見」や「反貧困」が時代の課題となっているが、それを社会革命という方法ではなく、「市民社会」の中にある「新たな公共性」=「社会的なるもの」(≒福祉ボランティア)の歴史的役割を再定置することで福祉史を「らせん状」に理解しようとする。それは福祉国家が達成したものを単純に否定するのではなく、建設的に批判し、「現代福祉社会」を再構築するという問題意識から成り立っている。それは単線的な福祉国家史も国家福祉抜き福祉社会礼賛史でもないのである(高田・中野編 2012: 12)。

以上を踏まえて複合史研究の主張ポイントを改めて要約的に表現すれば、次のようになる(金澤 2021: 46-7)。

- (1) 18世紀以降からより強調される自助イデオロギー(勤勉, 節儉, 貯蓄の奨励)が労働者階級を含む民衆全般へ浸透し、それが自由=自立の条件だと同定されていたこと,
- (2) これがあるからこそ、[国家からの干渉をできるだけ排する形で] 重層的で多様な「福祉ボランティア」による網の目状の福祉の支援ネットワークが構築され維持されていたこと,
- (3) そしてこれらを効率的にバックアップする国家福祉という多層構造こそが英国社会福祉の歴史の実像であること,

このような歴史叙述は、「一貫して前時代の経験が完全には消去されずに次々と上書きされつつその積み重なりが立体的な「歴史」像を構成する」(金澤 2021: 223) という意味で、これまで福祉史研究の主流を成していた進歩主義的≒段階論的な歴史叙述(ホイッグ主義史観やマルクス主義史観)を批判するものである。

複合史研究は従来の歴史研究が依拠する進歩主義的な歴史観は、例えば、封建制から資本制への移行、産業革命による「社会変動」が社会を根本的に改編するような衝撃を与えたと捉えて、その推転過程の延長上に「福祉国家」的な枠組みを中核とする新しい社会が生み出されたと理解するような、歴史研究における「断絶論」に対して批判的であることが理解できるだろう。つまり、複合史研究は単線的な進歩主義史観ではなく、福祉国家的な社会システムが形成される過程

で多くの役割を果たした担い手（agencies）同士の緻密な動態を掘り起こしてその内実を丁寧に叙述する、歴史研究における「連続性」の側面を強く主張しているのである。

3.2 複合史研究による「福祉ボランティアズム」の諸相

ここでは複合史研究の中核対象である「福祉ボランティアズム」（岡村，高田，金澤編 2012）の内容（事例）の幾つかを坪（2013:72-76）の紹介も参考にしつつ、筆者なりに要約しておこう¹⁶。

(1) 慈善信託法（1853）の制定の意義—福祉ボランティアズムの前史（序章）

19世紀の慈善の背景をなぜ取り上げるのか？それは主に「国家干渉か，自由放任か？」という議論を相対化するためである。しかし慈善信託（篤志家等の遺言から受託者〔地方都市や教区〕が遺言に則り慈善行為を行う）の全容解明は18世紀末に始まり，慈善信託法の整備は1841年から着手され，信託に絡む諸利害集団間の対立を経て1853年までに複数の法案が提出された。慈善信託法では，中央行政にある常設「チャリティ委員会」が各信託施設の修繕，資金調達，抵当，役職者の罷免に対する許認可権を得た。これらの公的な規制で慈善信託の健全性は促進され，19世紀末には，約1577万ポンドの基金が委員会に委ねられた。「国家の監視と干渉が自由意志の具現であったチャリティ」の自律性を損なうとの懸念は，逆の展開を見せ，公的な介入（統治）と慈善活動の「自由」は両立し，「市場とも親和的な経済合理性を追求し，共同体を志向し，国家とも協働する独特の福祉ボランティアズムの法制的な起源」となったのである。

(2) チャリティの倫理と資本主義の精神—19世紀に登場した「5%フィランソロピー」（第1章）

都市労働者たちは，慢性的な住宅不足にあえいでいた。彼らの標準的住宅は，「8人以上の家族で2部屋，共同トイレと蓋のない下水構，共同ポンプに共同水道といった環境」であり，民間主導の住宅供給は，スラム化と治安と衛生状態（コレラ）の悪化を招来した。こうした住宅不足解消のために考案されたのが「5%フィランソロピー」である。良質な住宅の建設資金調達組織を設立し出資者に5%の配当を行う民間活動である。首都圏勤労者住宅改善協会らは，住宅不足にあえぐ労働者への「救済策」としてのモデル住宅は，①家賃を継続的に支払える比較的余裕のある労働者への供給，②他方で粗野で無知な労働者を「リスペクタブルな」労働者へ改造していく意図を含んでいた。

しかしこの民間活動は，結果的に基金立の慈善信託へ吸収されてしまった。また，最も住宅を必要としているより貧しい労働者は排除されてしまい「最終的な解決手段にはなりえなかった」。とはいえ，この活動は公益活動を営利活動で賄うという意味で「チャリティの倫理」と「資本主義の精神」を結びつける新しい手法を編み出したと評価される。

(3) 企業福祉と社会福祉（第2章）

ここでは，貧困の科学的発見を行い，個人的貧困観から社会的貧困観の旋回（毛利 1990

ch..2) へ貢献した B.S. ラウントリー (父子) の企業福祉活動が紹介される。ジョーゼフ (父) は、1914 年までにヨークだけで 5637 名までの会社を育て上げたが、家父長制的観点から自社の労働者以外の住宅問題にも取り組み、富の大半を投じて 3 つの信託財団を設立し、社会問題の研究助成を行った。この過程でジョーゼフは、シーボーム (息子) と共に従業員の福祉全般に責任を負うべく、奔走した (婦人福祉監督官の任命、従業員提案制度、工場内常勤医師、定年制や企業内年金計画、労働時間短縮、17 歳以下の女工への教育)。

クエイカー主義とヒューマニズムを背景にシーボームは、企業福祉を科学的に推進し、C. ブースの「ロンドン調査」に触発されヨーク調査 (「貧困線」の発見) に着手する。またロイド・ジョージの側近として様々な提言を行った。貧困原因 (低賃金) 研究過程で、「労働者の人間的必要 human needs of labor」を充足するには、最賃制と労使協調による生産性向上を強調した。

またテイラー主義とは異なる、人間性を重視した科学的管理法の普及のために労務管理研究協会などの設立にも携わり、第 2 回ヨーク貧困調査を通じて完全雇用の実現、普遍主義的な児童手当や無拠出老齢年金制度の必要性を説き、提案の一部は「ベヴァリッジ計画」にも反映された。

(4) 福祉の分業の隘路—ロンドン慈善組織協会と「リスペクタブルな」失業者—(第 5 章)

ここでは世紀転換期における私的慈善の様相についてロンドン慈善組織協会 (以下 COS) の活動とその政策/実践思想が検討される。公的救済と私的慈善からなる当時の救貧体制は「支援に値するか否か deserving / underserving」「就労可能か否か」という基準で貧困者を選別していたことは余りにも有名である。それは自由主義的イデオロギー (に基づく貧困観) を前提とし、「就労可能であれば経済的に自立し [ているので] …… 社会的支援は不必要」と見なされていたからである。19 世紀末期の生活保障網は、「本人の自助、相互扶助、家族、近隣・友人の援助に加えて、救貧法と私的慈善から構成される救貧体系」であったが、失業者の生活支援として期待されていたのは、友愛組合などの相互扶助団体であった。相互扶助団体からの給付は、[事前の拠出を前提とするため] 労働者の尊厳と両立可能だと認識されていたからである。しかし、雇用の不安定な労働者たちには高嶺の花であった。失業者のデモ、社会主義者による社会運動の激化という政治的かつ経済的な不穏な情勢は、[資本主義的な]「体制の論理を共有している [= 自助イデオロギーを内面化している]」と考えられた『支援に値する失業者』を反体制勢力から引き離すため」の失業者対策の必要性を強めた。「支援に値する失業者」は、一時的な困窮に遭遇しているが、「精神的態度が『リスペクタブル』である respectable」人たちを指し、為政者たちは、こうした人々の存在が体制維持にも不可欠であると認識していた。そこへ積極的に関わったのが COS だった。

COS による「ケースワーク」(科学的慈善) を通じた「救済に値する」= 「リスペクタブルな」失業者を包摂する試みは成功しなかった。第一に、慈善諸団体同士の争い (例えば救世軍と COS の対立) から、その発言力は大きくなかったことが明らかにされた。第二に、COS がケースワーカーに要求する水準と、ボランティアによるケースワーカーの実践力の乖離である。第三

に、ケースワークの持つ中産階級イデオロギーが労働者階級をパターンリスティックに扱ったがために、敬遠されたことが指摘できる。COSは政府が老齢年金や失業保険制度を以て「リスベクタブルな」失業者を包摂しようとする、これらを「社会主義」と同定し、これに対抗する政治的な手段としてケースワークの必要性を訴えたが、1930年代には政府との共存を志向するようになったとされる。

（5）チャリティでも社会主義でもなく—全国預金友愛組合と老齢年金—（第6章）

産業革命期に登場し、19世紀に大きく成長した友愛組合も、20世紀に入るとその給付制度が労働者たちを満足させていない事態に直面した。その要因は組織的な停滞と新興相互扶助組織の台頭との狭間での組織率の低下であった。友愛組合は、社会を維持するための「共同精神 communism」を構築するという行為を「共同的（communal）なもの」として自己同定していたが、「時代の変化に対応する」ため全国預金友愛組合（貯蓄銀行と友愛組合の結合：NDFS）を誕生させた。

NDFSは1868年に設立され、怠惰や浪費に対する院外救済には反対し、「相互扶助」がチャリティよりも重要であると考えていた。そのモットーは、「外部からの一切の援助を一切受け入れ [ないという自助観念に基づく] 強い決意」であった。彼らはチャリティ、社会主義、国家福祉を「スティグマ」の源泉であるとした。

NDFSは1892年に急成長を遂げたが、女性への配慮は特徴的であった（就労既婚寡婦を問わず疾病給付と老齢給付の支給）されたが、同時に「心身共に健康的な人たちが対象として選定され、「組合員の自発的な拠出金と預金によって」各種給付を提供する形式を持たせ、「健康と節約を促進するものとして賛美」の対象ともなった。

20世紀に入ると友愛組合は国家年金（「無拠出年金」）の導入を巡って最終的な態度表明を迫られることになる。組合幹部は自助と節約を強調していたが、この考え方が多くの会員に共有されているとは必ずしも言えず、結果的に多くの会員（労働者階級）への国家年金導入が容認された。一般組合員は、国家年金の生活に対する現実的な貢献を容認したのである（それがないと救済法しか残されていなかったため）。この友愛組合と国家福祉との相互補完関係（前者の「自助による」共同性を後者が下から支える）は、それが国家福祉による補完による民間組織による現金預金や各種の給付をより可能にした、と解釈されている。

（6）変容する福祉実践の場と主体（第7章）

本章では、第一次大戦期に制定された「別居手当」（軍人妻子に対する国家手当）をめぐる議論から1910年代末に普遍的な「家族手当」が構想されていった経緯の中で、そのイニシアティブを取ったリヴァプール軍人家族協会（以下協会）とその主導者であったE.ラスボーンの活動の軌跡を中心に取り上げている。

別居手当は、銃後を守る母親への無拠出による所得保障の一環として考案され、それが戦後の

家族手当法（1945）に繋がるのだが、本章では、検討資料を議会や関係省庁・委員会レベルから、民間レベルの活動記録から再検討しているところに特徴がある。

別居手当に類似した制度は、「公式に許可された」兵士の妻だけを対象としていたため、そうでない妻は、臨時雇用や救貧法に依存していた。これらの人々への軍人家族協会の支援は継続的に行われていたが、この渦中でラズボーンがセツラーとして家族手当創設に奔走する。彼女は協会を1909年に設立し、事務局長として軍人妻子の生活支援に乗り出した。戦争が本格化すると、陸軍省は協会に注目し、協会も国家の代理機関化に関心を持った。国家は、「女性が別居手当を受け取る価値があるかどうかを決定する責任」を前提とする運用を図った。その「狙いは・・・軍人の妻に道徳的な指導を行い・・・女性の行動を制御」することを意図していた。「別居手当をめぐる福祉実践の主体は・・・『信用ある運営』にみられるような救済対象の査定という点では、[リスペクタビリティという道徳観念の]連続性を持っていた」のである。ラズボーンは、港湾労働者とその妻の貧困問題に関心を持つ過程でコミュニティ内の支援とその「国家による補完」を模索する。彼女はここから家族給付協会の設立を通じて国家母子手当の構想に着手していく。

以上から、福祉をめぐる舞台は、「ローカルな公共圏からナショナルな公共圏へと拡張していく過程」に移行し、それは「国家とチャリティの連繋と軋轢」という意味での「福祉の複合体」の動態を示す好例としている。

3.3 複合史研究による「福祉社会史」の描かれ方

以上のように、従来の社会福祉史研究が19世紀後半から20世紀前半の時期を「福祉国家への途」として描き出していることと異なり、複合史研究が英国はもともと重層的な福祉ボランティアを基調としてそれが「国家と連繋する」ことから構成される「ゆりかごから墓場まで」を保障しようとしてきた「福祉社会」として描き出している点は極めて興味深い（see 長谷川2014：30）。では、1870年代－1940年代の福祉をめぐる「社会と国家の連続性」（官民のagencyの連携関係）はどう通史として描き直されたであろうか？ここでは、この時期を「福祉社会」の形成として通史的に描き直している高田の論考を筆者なりに要約してみたい（高田 in 高田・中野編2012：ch.2）。

これによれば、英国福祉社会の特徴は、「揺りかごから墓場まで」と「チャリティが自然化した」社会である。この二つの特徴が併存しながら有機的な関係を構築してきたところに「福祉制度の歴史的特質」がある。また「自由主義」は、「自由放任」型（19世紀中葉）、「新自由主義（New Liberalism）」型（20世紀初頭）、「ネオリベラリズム」型（1980年代以降）に区分され、それぞれ「性格をまったく異にする」が、「それでも、『自由主義』と括られるこの特質だけは一貫して維持されてきた」という。福祉の複合史は、このダイナミズムを描くことになるが、それは「国家福祉、相互扶助、チャリティの関係と〔それらを選択する〕貧民の生存戦略¹⁷の特徴」から描かれるようだ。（pp.67-8）

近代福祉社会（一九世紀中葉）

この時代は、(1) 救貧法による最低限の公的救済を基層とし、(2) 分厚いヴォランティアな救済網、(3) 国家は前二者の構造的調整者として福祉複合体を機能させた。

(1) 救貧法は労働能力者を「救済に値しない」と見なして自助を強制したが、労働不能者は「救済に値する」と見なして院内救済を認めた。地方保護委員会は、貧民救済義務——貧民の被救済権 right to relief——を負っていたため、抑止的かつ救済的という両義性を有し、それが公的福祉制度の「通奏低音」であった。

(2) この上に「中間団体（慈善団体、相互扶助組織、簡易生命保険会社などの民間セクター）」が貧困に対するショックアブソーバーとして存在し、これが決定的な役割を果たすことになる。救済側と被救済側には一種の共同体観念の関係が生まれ、前者の（救済への）義務意識、後者の（救済への）権利意識を生み出した。しかし COS（慈善組織協会）は、慈善は自立可能と判断された者のみに、科学的ケースワークを通じて与えられるものだと主張した。彼らからみて「救済に値しない undeserving」ならば救貧法に送致されたことで慈善と救貧法は自助推進のための分業関係を表現し、両者は共通の価値観——リスペクタビリティ respectability——に基づいた安全網として機能した。これは社会的市民性（social citizenship）を体現しうる価値観の別表現であった（山本 2020 も参照）。

他方労働者の上層は、労組結成による賃金闘争を行いながら失業手当を利用すると同時に、日常生活では、友愛組合や住宅組合などの協同組合組織を利用し、生活の基盤を補完した。労働者はこれらの任意団体を「自立した市民＝リスペクタビリティな対象」の構成物として自己同定し、そこにプライドを持っていた。下級労働者や女性はこうした中間団体を利用できなかったが、上層労働者と同様のプライドから、不安定ながらも埋葬組合や簡易生命保険などを利用していった。

(3) 国家は、新自由主義 New Liberalism という発想のもとに、中間団体という agency が社会で中核的な役割を果たせるように整備する役割を果たした。従ってこの時期の国家の役割は間接的かつ限定的である。例えば国家は友愛組合に登録を促し、組織運営の保護監督を行い、税制上の優遇を与えたり、チャリティをより円滑に機能化させるための法整備を行った。自由が最大化するための干渉を実施したという意味で、古典的自由主義国家は、自由放任や夜警国家などと形容される性質のものではない。

他方、貧民は、厳しいながらも、この福祉社会の提供した網の目の中で、「たくましく渡り歩きながら生きていた」（貧民の生存戦略）。地域からの扶助、救貧、自己労働、チャリティ、盗賊の相互扶助や窃盗による犯罪を使い分けながら生きていたのである。

新自由主義（New Liberalism）と福祉国家への道

しかし近代福祉社会は、19 世紀末期になると維持できなくなる。後発資本主義国との経済競争から英国経済は動揺し、熟練労働者組合による失業救済も限界に達する。英国経済が海外投資

型の「金融帝国」へ転換し国内の地域経済は空洞化する。この結果、増大する失業者に対して救貧法は地方税減収のあおりを受け、他の教育、公衆衛生、失業救済の負担も増大し、新しい体制が求められた。

「複合体」の再編を促進した主要因は、「社会問題」（貧困）認識の変化であった。ブースとラウントリーによる「科学的調査」（「貧困の発見」）は世論の関心事となった。大英帝国の臣民の3割が貧困線以下の生活を送っていた事実は、「帝国を担う人種」の危機として喧伝された。ボーア戦争を機とする国民の体力低下は、道徳的な退化、軍事的商業的な衰退につながる事が懸念されるようになる。政党は保革を問わず「国民的効率」を改善しようと運動を起こし、これが「社会問題」として認識された。もうひとつは、「社会的なるもの」が再考されはじめた点がある。「ヴィクトリア的価値＝コミュニティの連帯力」という英国社会の特質の溶解は、これに代わる「社会的なるもの」への模索につらなつた。T.H.グリーン、ジョン・ラスキンらの思想が上級階級に歓迎され、高い市民性と徳を持った市民社会再建がアジェンダとして掲げられ、国家の強制力の導入は歓迎された。

福祉複合体の再編は、これまでの福祉の網の目から零れ落ちた者たち（非熟練労働者・女性・エスニックマイノリティ）へのまなざしを変えた。こうしたことから「より大きな包摂力を持った福祉のセイフティネット〔無抛出年金など〕を創造する必要性について」の共通認識が生じた。

福祉問題解決の主体が国家であることを認識させた契機は、地方政治の民主化であった。特に救貧法の保護委員会メンバーに女性や労働者階級が選出されたことが大きかった。「女性が家庭内で直面する出産、育児、家事、教育、家計維持などの問題」が帝国主義の課題として強調され、新たな公共圏の課題となった。また地方で経験を積んだ革新官僚の実践や政策提言が国家に受容されていった点、トインビー・ホールなどセツルメント運動の実践がこれに結合していった点などが自由党社会改革 Liberal Reform への足がかりとなっていく。失業・高齢・疾病・教育など貧困原因別の社会問題の認識がなされ、それが問題領域ごとの独自の国家福祉政策が実施されるが、これは国家と民間福祉団体との理念的・行政的な再編（＝結合関係、連繫）を意味した。

この時期は社会主義の影響力も大きかったが、自由党社会改良の中核はあくまでも自由主義であった。そこで「自立を促す環境と条件を国家の強制力を通じて整備することがさらに追求（成人男性の最賃や8時間労働制）されたが、ターゲットになったのは、むしろ自立が不可能と考えられた人々（女性・子ども・老人）であった（老齢年金など）。

さらに国民の各層が福祉に「参加する」観念が醸成され、「人民予算」（1909年）で顕在化する。リブラブ路線は、富裕層に対する累進課税を強め、国家による再分配は、「富者の義務」としても解釈されていく。他方社会保険の導入は、国家・資本家・労働者の国家保険への強制的な参加へ道を拓いたが、それでもなお、「依然として救貧法に頼らざるをえない人々」がいたことは留意すべきである。

それにもかかわらず、「新たな国家福祉」は、社会正義という「共通善」を実現するためのニューリベラルな別表現であった。自由と公共性は、この共通善を通じて実現されるべきとされた。ホブハウスなどの主張はその表れであり、新たな自由主義の理論は、権利と義務の問題を「個人とコミュニティの関係」から再考することで成り立つという見解が登場する。ここで注目すべきは、福祉を推進する主体の一つとしての国家は、「アソシエーションの一形態」であると理解されていたことである。国家の強制権は『強制的儉約』を〔国民に〕促進させる国家の活動と干渉』の正当化＝「国家の力を用いて国民に集団的自助を強制する」ことへの共通理解を得たのである。国家福祉の導入は「福祉ナショナリズム」（福祉による「同化」の推進）を促す側面を持った。

国家福祉の拡大は、相互扶助組織やチャリティへの変化と表裏一体であった。例えば、友愛組合は、従来の「自立」観念だけでは組織拡大をすることができず、「最終的には国家年金を支持」し、「自らの相互扶助原理を国家規模に拡大する」姿勢を示した。友愛組合は、認可組合として生きることを選択し、「国家との一体の協調関係」を築いた。

そうした相互扶助組織を利用していた労働者階級は、生活防衛手段として「金銭こそが重要」とであると認識するに至ったという。この背景は、国民経済の金融帝国化と友愛組合の貯蓄性金融化の志向とも関連する。またチャリティもその自律性の強調から次第に「国家福祉との協調的関係を容認する現実的な態度」をとっていく。自由党社会改良以降の福祉の世界は、国家・相互扶助・チャリティ・開明的な企業人（ラウンダリー父子ら）を中核とする複合体の有機的な関係が深まったのである。

このように国家・資本（企業）・チャリティらの様相の変化は、福祉の利用者の「生存戦略における選択肢の拡大」にも繋がった。しかし国家福祉の拡大にもかかわらず、貧困労働者（とその家族）は依然として家族を基盤とする自助や近隣コミュニティによる相互扶助組織に頼る「集団的自助」（隣人によるインフォーマルな互助）を行っていた。（pp.73-89）

二度の総力戦による福祉再編（戦間期）

以上のような福祉の供給主体の様相は、二度の総力戦を介してさらなる再編を経験する。総力戦は、「国家福祉を一段高いレベルに引き上げ」。まず福祉行政は中央集権化しながら『行政国家』化し、戦争遂行上の国民負担の容認（「共同体感情」による「納税者民主主義」）が進行した。

大戦間期の失業問題は、失業保険の破綻に直面し、失業手当の支給を経て、1930年代には、福祉政策と経済政策の更なる「連携が模索された」。それは戦後の福祉国家建設の前提条件になった。また住宅不足の深刻化は、国家福祉としての住宅政策導入を促したものの、階級間格差（労働者階級と中間階級の分離）も顕在化させる。

戦間期は、家族への「本格的」な国家介入が著しく増大し、家族手当が1925年に成立する。母子福祉法は、「次代を担う重要な人的資源として」出産と育児へのサービスに繋がったが、そ

れは「女性たち自身の〔地方行政を舞台とする公的領域での〕運動や活動」の成果でもあった。

救貧法は国家福祉の拡大ともなっていて縮小したが、しかし大量失業の時代には、その原則（院外救済の原則禁止）の厳密な適用することはできず、むしろ失業者たちは救貧法を積極的に利用することでその生存を維持した。〔従来の社会福祉史研究では〕1929年の地方自治体における公的扶助委員会の成立（救貧連合区の廃止）を「救貧法の解体」として評価しているが、行政移管後であっても「地域内の実質的な生活保護にあたったのは救貧法保護委員」であり、国家保険や諸手当から「こぼれ落ちる人びとを現場で判断し、最後の寄る辺を提供し続けた」のであった。

総力戦期は、COSのような自助イデオロギーを前面に押し出す慈善は後景となっていくが、国家の支援を受容した現実的なチャリティも増加していく。しかもそれらの諸団体は、民間福祉、国家福祉、救貧法間の調整を行い、それが1919年の社会サービス協議会結成へと繋がった。社会サービスとは、単なる慈善活動ではなく、「経済的な利益を目的とせず生活の改善と向上を図る社会的な制度や活動」を意味する新しい用語として登場し、「公的当局の目であり、指先である」と評価されるに至った。

それにもかかわらず、「この時期の特徴として強調」すべき史的内実としては、失業者や女性などの生活困窮者（自助の外側に置かれた者）たちが、「自ら運動を起こしつつ、新たな福祉を導入する力となった」ことであろう。地代ストライキ、ゼネストなどを介して生活困窮者たちはその示威行動を以て政府との交渉への門戸を開き、「国家福祉の拡大をもたらした」。そこにはジェンダー、女性団体、フェビアン協会を含む社会主義団体、新組合主義などが合流している背景がある。「ポプularizm」¹⁸に代表される貧困者による救済運動は、「国家官僚の指針に従わないやり方で貧民の生存を保った」。左翼運動によって被救済権が再び認知され「貧民を守る最後の砦として」解体の対象とされていた救貧法が擁護される歴史の逆説まで生じたのである。この動きからいえることは、少なくとも労働者たちは必ずしも巨大な福祉国家（官僚制）を望んだのではなく、「自らが統制可能なコミュニティに基盤を置いた福祉国家を望んだ」のである。

紆余曲折を経て政府に提出された『ベバリッジ報告』（1942）への評価は、福祉国家の成立というよりも、むしろ「福祉社会の構想」が意図されていた。それは『ボランティアアクション』（1948）と『自由社会における完全雇用』（1944）というベバリッジの二つの著作からも窺える。これは周知のとおり、自助（完全雇用）、互助（社会保険）、公助（社会扶助）にボランティアアクションを加えた生活保障の枠組みを意味した。

以上から、英国における福祉の複合体は、二重の意味で自由主義的な存在として認識できる。ひとつは、労働を介する「自立」を促進するために国家はミニマム保障を行うという意味である。もうひとつは、「市場以上に・・・社会を構成する中間団体の役割が非常に大きい」という意味での「社会とボランティアリズムに依存する福祉」である。言い換えれば、自由主義の福祉とは、社会とボランティアリズムの基礎にある共同性によって国家福祉が規定される側面が大きいということである。従来の社会福祉（史）研究に見られた「市場主義から集団主義へ」というテーゼは、実際のところ史的には「市場主義と集団主義の同時進行」によって構成されたのである。（pp.89-104）

4 小括

複合史研究は、「福祉国家の危機」以降のここ40年にわたる国家福祉「再編」の余波を受けた形で登場してきた。それは（英国）「福祉国家」を相対化する「福祉社会」論を推し進めるネオリベラル的なアジェンダに対する歴史家からの批判をも内包していた。この前提のもとに、複合史研究は、福祉の諸相（「自助・互助・公助」）を構成する福祉供給主体の内実を膨大な資料を通じて掘り起こし、主体間の関係性（動態）を明らかにしながら、社会福祉史を描き直してきた。この成果に至る諸氏の知的開拓精神そのものについては、率直に敬意を表したい。ここでは筆者なりの複合史研究の果たした貢献と、それでもなおこのアプローチの持つ、払拭できない疑問を計3点に要約しておきたい。

複合史研究が果たした社会福祉史研究における貢献

第一に、複合史研究は、福祉を wellbeing として最広義に捉え、生活を支える諸条件を拡大させることによって、福祉の源泉とその担い手を多角的に描いてきた。それらは、①個人の自助（労働を通じた稼得）、②近隣のインフォーマルな相互扶助、③労働者を中心とする互助組合や組織、④開明的な資本家による企業福祉、⑤多様なチャリティ団体による支援、⑥救貧法、⑦（20世紀に入って登場した）国家福祉（社会保険、住宅、失業対策）、⑧福祉（wellbeing）が向上する上での景観整備などであった。複合史研究は、これらの福祉供給主体がいかなる意図や動機で、合従連衡をしてきたのかの歴史的諸相を発掘し続けている。

このアプローチのアドバンテージは、次のようなものであるかもしれない。すなわち、国家福祉の内実をより理解していくには、国家福祉の周辺にある様々な労働や生活の諸条件（wellbeing）の内実とその担い手との関係が当然問われてくる、というものである。例えば、ネオリベラルな時代にあって国家年金や介護サービスが削減されるのは、そもそも資本主義の変質が労働そのものの変質を呼び覚まし、それが労働による稼得賃金の低下に帰結したり、労働組合の力が資本により従属しているという、今日の社会情勢を踏まえれば容易に想像がつくことだろう。言い換えれば、wellbeing としての労働その他の福祉条件が悪化すれば、国家福祉の内実も悪化するということであろう。

第二に、複合史研究の成果は、（少なくとも英国の）福祉を「自発的な結社」に内在する「ボランティアズム」の多相性として描いたことである。換言すれば、「福祉ボランティアズム」を構成する各主体は自由主義イデオロギーの支持／体現者であったのであり、国家ともども「自由主義」を再生産するために活動した歴史の担い手 agency であったということを明らかにしたようにも考えられる。

このようなボランティアズム諸団体の福祉への複雑なコミットメントは、1970年代まで主流になっていた「貧相な福祉の原初的形態（救貧法）が国家福祉の拡大によって払拭＝断絶していっ

た」という意味での「福祉国家へ到達していく歴史」ではなく、「時代のニーズに合わせて各福祉供給主体がそれぞれの意図を持ちつつ、福祉を厚くするために活動し、その過程で国家とも適切な距離（連繫）を取りながら、総体として『市民社会の自律性』に依拠する福祉活動が結果的に福祉国家の基盤や外観を形成してきたという特徴を持つ、福祉社会への連続的な歴史」として評価するものであろう。こうした姿勢は、旧来の社会事業史研究にあっては、相対的に過小であって、例えば「民間福祉」といった場合でも、せいぜいCOSとソーシャルセトルメント、友愛組合が社会保険やその後の社会サービスの諸形態に比して「脇役」的に取り上げられる程度であることを踏まえる（COSがケースワークの「生みの親」であることの明記は別にしても）と、福祉をめぐる「歴史的事実」の多孔性や重層性を理解する上では極めて示唆に富んでいる。社会事業史研究は、どちらかといえば、国家福祉を直接支える社会事業従事者を養成するために生まれた背景を持つため、国家福祉の誕生を中核とした歴史的な軌跡を理解することに焦点を当てている傾向が強い（伊藤 2021）。

複合史研究への問い

しかしながらそれにもかかわらず、第三に、筆者は複合史研究には次のような違和感を持っている。それは坪洋一（坪 2013: 76）がすでに論じていることでもあるが、複合史研究（福祉ボランティアリズム）から除外される「『チャーチスト運動や反穀物法同盟、女性参政権獲得運動といった市民運動や政治活動』・・・に動員されたエネルギーは、福祉ボランティアリズムとどのような関係にあるのだろうか」という問いである。この問いはさらに2つの別の（しかし関連した）問いを誘発するのでここで簡単にスケッチしておきたい。

①複合史研究は、「中間団体（アソシエーション）」の持つ「福祉ボランティアリズム」を「国家的な法＝権力的な機構から提供も強制もされない、私益を超えて人の生存の質向上のために動員されるエネルギーとその発現形態の総体」と定義している。しかしながら、これらの中間団体が「自発的結社」であるのと同様に、多様な社会運動（それは労働組合や社会主義者やフェミニストによって担われた）を構成した諸団体それ自身も別の目的を持つとはいえ「自発的結社」と同定できるのであるから、当然この定義に当てはまるのではないか、という疑問である。しかし、坪や筆者が想定している社会運動（の諸組織）は、この定義には含まれず、またこの運動の歴史の中に存在していた多様な福祉活動や実践はなぜか複合史研究からは捨棄されてしまっている。複合史研究は、福祉をめぐる歴史研究の「連続性」の諸相（官民福祉 agency の連繫）を提示して見せたことは確かに研究史上大きな貢献をしたと考えられるが、これだけでは、「採用されなかった途 the road not taken」（Lavalette 2011: 1）としての福祉活動の歴史が零れ落ちてしまうことになりはしないか（本稿 3.3 で紹介した高田の通史的叙述には、これらの社会運動による福祉活動は「登場」するものの、これと彼らが強調する「中間団体」との関係はいまひとつよく理解できない）。また、それぞれのアソシエーションの持つ「私益を超えて人の生存の質向上」に貢献するという特徴は、このような社会運動の内実に全くなかったとは言えないし（Lavalette

and Ferguson 2007; Jones and Lavalette 2013; Ferguson et al. 2018; Lavalette 2019), また逆に福祉ボランタリズムを構成する諸団体がそれぞれの組織の持つ「私益」をまったく後景に退かせて「人の生存の質向上」に純粹に貢献したのかどうかも問われるだろう。なぜなら、複合史研究（福祉ボランタリズム）が自ら明らかにしているとおりの、COS にせよ友愛組合にせよ、それぞれの組織は、自身の「理想的な社会像（組織の持つ世界観／イデオロギー）」の実現（リスベクタブルな対象者への福祉支援から福祉社会建設を展望した）のために「福祉」を提供する活動をしていたのであり、例えそれが国家福祉との間で友好的な連繋関係を追求したにせよ、その連繋が組織の「私益を超えた福祉活動」となり得ていたかどうかは、複合史研究の叙述の形式からはほとんど明らかにされていないように見えるからである。

これは複合史に登場する「中間団体」なり「福祉ボランタリズム」の担い手たちが、主に「自由主義」を標榜している点とも関係しているかもしれない。だからこそ同じく自由主義を標榜する国家福祉とも利害が一致したのであるから、それぞれの団体（中間組織と国家）の関係は明白であったとも理解することができる。いずれにせよ社会福祉の多相性を謳うこのアプローチが、この時期に登場する自発的結社としての社会運動（自由主義を超えようとする批判理論＝マルクス主義、フェビアン主義、フェミニズムを基盤としたもの）という社会を構成する一大要素を「福祉ボランタリズム」の定義から除外してしまう点の説得的な説明が欲しいところである。なぜならそうでなければ、複合史研究による英国社会福祉史は、なんだかんだといっても自由主義的イデオロギーの担い手たちによる福祉実践が「官民連繋」という名の下に有機的に集約化されていくニュアンスを強く伴う形で描かれることになり、そこには官民の間に目立った対立も抵抗もない形で「調和と融合」を介して福祉社会が築かれたといった、それこそ一次的／単線的な表象で覆われてしまう危険性を宿しているからである（これは③とも関わる）。

②複合史研究は福祉を wellbeing として最広義に捉える姿勢を持っている。この点に関連すれば、複合史研究は、その中核たる福祉ボランタリズムから「学問や芸術や趣味・娯楽などの啓蒙的団体の活動、営利活動を主目的とする企業活動」を除外している。これは彼らがいう福祉の構成要素——資本・コミュニティ・国家（の多元的な交差・連繋）——の内実を考察する上ではやや恣意的な選択であるようにもみえる。例えば、社会事業史のなかでの「民間福祉」には、ソーシャルセトルメント（これは一般に「コミュニティ福祉」の向上に貢献したと評価されている）の存在が含まれるが、そうした福祉活動／実践団体の歴史研究をみると、セツラーが貧しい人々と共に演劇や芸術活動をさかんに実施していたことが見えてくる（杉山 2019）。広義の美学的な素養は、社会批判の最たるものであり、それは福祉の利用者の自立／主体性の向上に不可欠だけでなく、社会的福利としての wellbeing の向上という意味で益々必要とされるはずのものではないだろうか（長 2018）。これは①で述べた社会運動団体の提供した福祉活動にももちろん当てはまるだろう。

③さらにいえば、社会福祉史研究の歴史観を巡って、従来の社会福祉史研究（ホウイグ主義史観やマルクス主義史観）を特定の目的を持った歴史認識に依拠していたのでバイアスがあると批

判しているにもかかわらず、複合史研究者自身（山本卓）が率直に述べているように、『福祉の複合体』（史）の視点そのものは、特定のイデオロギー的見方に立つのではなく、『福祉の複合体』の通時的態様や共時的動態を内在的に考察しようとするもの」（岡田・高田・金澤編 2012: 138）に過ぎない、と示唆している点がある。確かに福祉をめぐる多様な官民の担い手の史跡を掘り起こしたという意味で、複合史研究はひとつの歴史相対主義の一例であると考えることができよう。しかし、だとすれば、このアプローチを採用する歴史家たちが福祉の歴史を叙述する際に、第1章で述べたような歴史観／イデオロギーから解放されていると言えるのか、言い換えれば複合史研究は、歴史観を持たないで実施できる歴史研究なのか、という疑問すら出てくるのでより慎重な検討が必要になるのではなかろうか。この点はハントやマックウィリアムの提示した論点を今一度思い起こす必要があるだろう。また筆者の見るところ、複合史研究は、マルクス主義史観（弁証法）に対するある種の誤認があるようにもみえる（今村 2005 も参照）。

以上の3点を念頭に置きながら、マルクス主義に立脚はしているが、「もうひとつの社会福祉史」を掘り起こしている動向について紹介・検討しつつ、複合史研究との比較を進め、社会福祉発達史研究の射程と展望とは何かをさらに深めていきたい。

注

- 1 室田は「近代史からは〔社会福祉／社会事業は〕抜け落ちており、近代史はこういうことを抜きにして語られてきた。政治経済教育が優先され、社会事業は下位概念に置かれて近代は叙述されてきた・・・『つまり社会福祉の歴史は近代史から除外されてきた』といえよう。しかし人間存在の根幹、『人間と社会』という視座でみるとき、『福祉』の存在はきわめて重要である」と述べている。
- 2 英国本国での複合史研究を提唱してきた先駆的な業績は、特に（Thane, 1979；1996=2000；セイン 2007；Finlayson 1994；Gladstone 1995；1999；Dauton 1996；Harris 2004）などを参照。また、複合史研究のいう「共助的な福祉的支援網」の前提となる、労働者階級の自助や互助の生活史研究については、（Johnson 1985=1997）がある。日本の研究動向については、特に（高田 2017）が豊富な事例を紹介している。
- 3 ここで金澤は（高島 1979；高野 1985）を挙げている。
- 4 ただし金子の論考で紹介されている英国人による社会福祉史研究が複合史研究の問題意識をどれほど摂取したうえで実施されたのかは、伺い知れない。
- 5 マックウィリアムのいう「旧説」とは、英国で1950年代から60年代にかけて興隆した「労働者階級の歴史」＝「民衆の政治」をマルクスのいう「階級（意識）」の形成との関係で捉え、民衆＝労働者階級の生活（経験）史を「下からの歴史」として描こうとする、History Workshop運動に携わったニューレフトの歴史家たち（E.P. トムスンやE. ホブズボームなど）の提起した歴史研究の方法＝「社会史」研究の中核的な歴史観である。ニューレフトの歴史学や思想については、マックウィリアムの他に（Kay 1984=1989；Lin 1993=1998；長谷川 2016）を参照。
- 6 社会事業史研究とは、社会政策学会から分離し日本社会福祉学会設立に参画した研究者の中で、とりわけ吉田久一、一番ヶ瀬康子、高島進らが中心となって1950年代から自覚的に追求されてきた社会福祉史研究の系譜である。同研究は、厚生省（当時）による「社会福祉士資格制定試案」（1971）が社会福祉の歴史教育を軽視したため、これを批判する研究者らが1973年に結集する中でより具体化されたが、一貫して社会福祉（学）を発展させるための歴史研究を探究してきた（永岡ら 2012）。また英国でも、日本の社会福祉学に相当する社会政策・行政論 Social Policy and Administration やソーシャルワーク論の中で社会福祉史研究の独自の追究があり、日本の社会事業史研究が成立した背

景との相似性が認められる。

- 7 本稿は、複合史研究のいう歴史観とは何かを抽出する目的との関係上、個々の複合史研究の到達点の是非というよりも複合史研究が強調する歴史叙述のスタイルとその根底にある歴史哲学的な認識枠組みに焦点を当てているため、複合史研究の強みを理論的にも強調している著作（岡田・高田・金澤編 2012；高田・中野編 2012）を主な検討素材にしている。
- 8 ただし、現在は「ポスト言語論的転回」という意味での「主体」や「物語」の復権が唱えられている（長谷川 2016：ch4）。この意味で歴史観研究とはかなり相対的なものであるかもしれない。
- 9 ここで長谷川は、「修正主義」の潮流の延長上に複合史研究が誕生したと示唆している。「修正主義」の詳細は、（長谷川 2016：8-10）（McWilliam 1998= 2004: 42-49）を参照。
- 10 現在の英国社会政策論の標準的なテキストを紐解くと、確かに「福祉国家・社会政策の歴史」の章が設けられているが、そこでは the history and development of social policy / the welfare state と表記されており、とりわけ 1870 年代以降の国家福祉拡大期に焦点が当てられている（Ex. Baldock, J et al., (2014) (eds). Ch.2.）。この理由の一端は、社会政策学が、わが国の社会福祉学同様に、国家福祉の agency としての専門職を養成するための学問として誕生したからである（伊藤 2021）。
- 11 この点実は M・ブルースもおおむねホウイグ史観的な枠組で英国の福祉国家発達史を描いてきたが、それを踏まえつつも「[福祉国家下での] 社会政策の効果は、とかく容易に誇張されがちである」（Bruce 1961=1984: 521）こと、「福祉国家は、昔以上にボランティアの活動 [セインのいう「任意的組織」のそれ] に多くを期待しているといっても言いすぎではな [く] …「国家」権力の拡大にもかかわらず、個人の活動に多くの余地が残されており … 共同社会 [ルビ：コミュニティ] と個人活動の埒り多い交錯が続いているという事実は、『福祉国家』の現実を評価するに当たって看過してはならぬ点である」（ibid.: 520）としている。
- 12 ホウイグ主義史観を下敷きにして描かれた社会福祉／福祉国家の歴史の典型例として、ラヴァレットは、（Fraser 1984; Jones 1991=1997）などを挙げている。
- 13 因みにいえば、高島（1979）の英国社会福祉発達史研究は 1950 年代後半から開始されたが、当時の史料の限界（基本的にはウェップ夫妻の『救貧法史』に依拠）の中で社会福祉史の輪郭を描かざるを得なかった。高島の研究は、これを史的唯物論的に再構成したという性格の強いものである（伊藤 2021）。高野（1985）は、COS の歴史研究をすることによってその活動の内実と「社会構成体」とが、どのような関係にあるのかを探ろうとした、と自己規定している。
- 14 サヴィルの歴史的文脈の中での社会福祉／福祉国家の捉え方は、日本の社会福祉学における新政策論（特に真田による「三元構造論」）による把握にもっとも近いといえるかもしれない（真田 1994）。
- 15 英国における「言語論的転回」を踏まえてマルクス主義史観のいう「階級」概念を相対化したとされるマルクス主義史家自身の作品としては Stedman-Jones (1983=2010) があるが、これへのジェンダーからの批判は、Scott (1990; 2018=2022) を参照。なお、こうした認識論的な変容を踏まえたヨーロッパの貧困史研究の変遷については、（田中 2011）がある。ここではマックウイリアムが述べた「旧説」たるトムスンらの貢献やフーコーのいう「生権力」的な歴史学にも触れられている。
- 16 ここでの紹介は、第 3 章（規範の工場村）／4 章（帝都の美観と健康）／現代（現代の NPO 論）は除いているが、第 3 章と 4 章は、複合史研究のいう分析対象の拡大を物語っているものである。
- 17 「貧民の生存戦略」については、特に（長谷川 2016：114-117）を参照。
- 18 ポプラリズム（社会主義者による救貧法を通じた貧民救済運動）については、（伊藤 2000；2017）を参照。

文献

- 坏洋一（2013）「書評『英国福祉ボランティアズム』」『大原社会問題研究所雑誌』第 654 号，pp.72-76.
 Baldock, J., et al. (eds), *Social Policy*, 4th edition, Oxford University Press, 2014.
 Bruce, M. (1968), *The Coming of the Welfare State*, London: Batsford. (= 秋田成就訳 (1984) 『福祉国

家への歩み イギリスの辿った途』法政大学出版局)

- Dauton, M. (ed.) (1996), *The Charity, self-interest and welfare in the English past*, London: ULP.
- Ferguson, I., Lavalette, M. and Mooney, G. (2002) *Rethinking Welfare: A Critical Perspective*, London: Sage.
- Ferguson, I and Lavalette, M. (2007), 'Social Worker as Agitator: The radical kernel of British social work' in Ferguson, I and Lavalette, M. (eds), *International Social Work and the Radical Tradition*, Birmingham: Venture Press, pp.11-31.
- Ferguson, I., Iokimidis, V. and Lavalette, M. (2018) *Global Social Work in a political context: Radical Perspectives*, Bristol: Policy.
- Finlayson, G. (1994), *Citizen, State and Social Welfare in Britain 1830-1990*, Oxford Clarendon Press.
- Fraser, D. (1984), *The Evolution of British Welfare State* (2nd edition), London: Macmillan.
- George, V. and Wilding, P. (1985) *Ideology and Social Welfare*, London: Routledge and Keagan Paul.
(=ヴィック・ジョージ&ポール・ワイルディング/白沢久一・美馬孝人訳 (1989)『イデオロギーと社会福祉』勁草書房)
- Gladstone, D., (ed) (1995), *The British Social Welfare: past, present and future*, London: UCL Press, 1995.
- Gladstone, D. (ed) (1999), *Before Beveridge: Welfare before the Welfare State*, London: IEA Health and Welfare Unit.
- Harris, B. (2004), *The Origins of British Welfare State*, London: Palgrave.
- 長谷川貴彦 (2012) 「近代化のなかのCOMMONWEALTH—イギリス福祉国家の歴史的源流を求めて」高田・中野編『福祉』ミネルヴァ書房, pp.25-64.
- 長谷川貴彦 (2014) 『現代福祉国家の歴史的源流 近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会
- 長谷川貴彦 (2016) 『現代歴史学の展望 言語論的転回をこえて』岩波書店
- Hunt, L. (2014), *Writing History in the Global Era*, New York: W.W.Norton & Company. (=リン・ハント/長谷川貴彦訳 (2016)『グローバル時代の歴史学』岩波書店)
- 細井勇 (2020) 「社会事業史研究の“独自性”再考」『社会事業史研究』59号, pp.25-44.
- 伊藤文人 (2000) 「1920年代イギリス労働党支配下地方自治体における救貧政策 ポプラリズムとその社会的余波」『社会事業史研究』第28号, pp.65-76.
- 伊藤文人 (2007) 「新救貧法・慈善の組織化・友愛組合」仲村優一・一番々瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規, pp.206-209.
- 伊藤文人 (2017) 「ポプラリズムとレイバーガーディアンズ 救貧法改革とラディカルソーシャルワーク」『日本福祉大学社会福祉論集』137号, pp.1-23.
- 伊藤文人 (2021) 『『社会福祉発達史』研究の射程と展望 (その1)—高島進の研究を中心に』『日本福祉大学社会福祉論集』143・144号, pp.57-79.
- 今村仁司 (2005) 『マルクス入門』ちくま新書
- Johnson, P. (1985), *Saving and Spending: The working-class Economy in Britain 1870-1939*, Oxford University Press. (=真屋尚生訳 (1997)『節約と浪費 イギリスにおける自助と互助の生活史』慶應義塾大学出版会)
- Jones, C. and Lavalette, M. (2013), 'The Two Souls of Social Work: exploring the roots of popular social work' in *the Critical and Radical Social Work*, Vol.1-no2, pp. 147-165.
- Jones, K. (1991), *The Making of Social Policy in Britain 1830-1990*, London: The Athlone Press. (=美馬孝人訳 (1997)『イギリス社会政策の形成 1830-1990年』梓出版)
- 金澤周作 (2008) 『チャリティとイギリス近代』京都大学出版会
- 金澤周作 (2011) 「イギリス—『フィランソロピーの帝国』の歴史」『大原社会問題研究所雑誌』第626号, pp.11-19.

- 金澤周作（2021）『チャリティの帝国—もうひとつのイギリス近現代史』岩波新書
- 金子光一（2012）「海外史研究の到達点と展望—研究の視点と枠組みを中心に—」『社会事業史研究』42号，pp.71-94
- Kaye, H.K. (1984), *The British Marxist Historians*, London: Blackwell. (=桜井清監訳（1989）『イギリスのマルクス主義歴史家たち ドップ，ヒルトン，ヒル，ホブズボーム，トムスン』白桃書房)
- 木村正身（1958）「社会福祉『本質論』の問題点（一）—社会政策論と社会事業論の交流点はどこか」『香川大学経済論叢』第31巻1号，pp.1-30.
- 木村敦（2015）『社会福祉論の基本問題』学文社
- 孝橋正一（1973）『続 社会事業の基本問題』ミネルヴァ書房
- 近藤和彦編（2010）『イギリス史研究入門』山川出版社
- Lavalette, M. (2011), 'Social Work and Social Policy in Historical Context: the development of social work and social welfare in Britain' in the paper presented in the conference of *The Impact of New Public Management Policies and Perspectives on Professional Social Work: the comparative Experiences in Japan and the UK*.
- Lavalette, M. and Mooney, G. (2000), 'Introduction: class struggle and social policy' in Lavalette and Mooney, (eds.), *Class Struggle and Social Welfare*, London: Routledge.
- Lavalette, M. (2019), 'Popular Social Work' in Webb, S. (ed) *The Routledge Handbook of Critical Social Work*, London: Routledge, pp.536-548.
- Lee, P. and Raban, C. (1988), *Welfare Theory and Social Policy: Reform or Revolution?* London: Sage. (=フィル・リー&コリン・ラバン／向井喜典・藤井透訳（1991）『福祉理論と社会政策—フェビアン主義とマルクス主義の批判的交流』昭和堂)
- Lin, C. (1993), *The British New Left*, Edinburgh University Press. (=渡辺雅男訳（1998）『イギリスのニューレフト カルチュラル・スタディーズの源流』彩流社)
- McWilliams, R. (1998), *Popular politics in nineteenth century England*, London: Routledge (=ローハン・マックウィリアム／松塚俊三訳（2004）『一九世紀イギリスの民衆と政治文化 ホブズボーム・トムスン・修正主義をこえて』昭和堂)
- 宮田和明（1996）『現代日本社会福祉政策論』ミネルヴァ書房
- 室田保夫（2013）「社会福祉の歴史研究について」『社会事業史研究』第43号，pp.2-4.
- 毛利健三（1990）『イギリス福祉国家の研究 社会保障発達の諸画期』東京大学出版会
- 永岡正己，笹木俊一，木戸利秋，伊藤文人（2012）「先輩からの助言 高島進先生」『社会事業史研究』第42号，pp.123-152.
- 二宮宏之（1993）「歴史的思考の現在」山之内靖・村上淳一・二宮宏之ら編『岩波講座 社会科学の方法 IV 歴史への問い／歴史からの問い』岩波書店
- 岡田与好（1985）『『福祉国家』理念の形成』東京大学社会科学研究所編『福祉国家 第1巻 福祉国家の形成』東京大学出版会，pp.31-86.
- 岡田東洋光（2011）「序論 フィランソロピー研究の現代的意義と用語の整理」『大原社会問題研究所雑誌』第626号，pp.1-10.
- 岡田東洋光・高田実・金澤周作編著（2012）『英国福祉ボランティアリズムの起源 資本・コミュニティ・国家』ミネルヴァ書房
- 真田是（1994）『現代の社会福祉理論 構造と論点』労働旬報社
- 社本修（1997）「社会福祉の歴史的展開」古川孝順・松原一郎・社本修編著『社会福祉概論』有斐閣，pp.41-54.
- Scott, J. (1990=2018), *Gender and the Politics of History* (30th Anniversary edition), Cornell University Press. (=荻野美穂訳（2022）『ジェンダーと歴史学 [30周年版]』平凡社)
- Stedman-Jones, G. (1983) *Language of Class*, Cambridge University Press. (=長谷川貴彦訳（2010）

- 『階級という言葉 イングランド労働者階級の政治社会史 1832 - 1982 年』刀水書房)
- 杉山恵子 (2019) 『アメリカ 19 世紀末のくびき』出窓社
- 高島進 (1979) 『イギリス社会福祉発達史論』ミネルヴァ書房
- 高田実 (2001) 『『福祉国家の歴史』から『福祉の複合体史』へ：個と共同性の関係史をめざして』『福祉国家への射程』社会政策学会誌第 6 号, pp.23-41.
- 高田実 (2009) 「ニューリベラリズムによる『社会的なるもの』」小野塚知二編著『自由と公共性 介入的自由主義とその思想』日本経済評論社
- 高田実 (2011) 「フィランソロピー研究の成果と課題」『大原社会問題研究所雑誌』第 626 号, pp.24-29.
- 高田実 (2012) 「ゆりかごから墓場まで—イギリスの福祉社会一八七〇〜一九四二年」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパ探求⑮ 福祉』ミネルヴァ書房, pp.65-110.
- 高田実 (2017) 「福祉の歴史学」歴史学研究会編『第 4 次現代歴史学の成果と課題 1 新自由主義時代の歴史学 2001-2015 年』績文堂出版, pp.238-253.
- 高野史郎 (1985) 『イギリス近代社会事業の形成過程 ロンドン慈善組織協会の活動を中心として』勁草書房
- 田中拓道 (2011) 「ヨーロッパ貧困史・福祉史の方法と課題」『歴史学研究』887 号, pp.1-9.
- Thane, P. (ed) (1979), *The Origins of British Social Policy*, London: Croom Helm.
- Thane, P. (1996), *The Foundations of the Welfare State*, London: Longmans. (=深澤和子・深澤敦監訳 (2000) 『イギリス福祉国家の社会史—経済・社会・政治・文化的背景』ミネルヴァ書房)
- セイン, P. (2007) 「イギリスの福祉国家—その起源と性格」A・ディグビー／C・ファインスティーン編／松村高夫・長谷川淳一・高井哲彦・上田美枝子訳『社会史と経済史 英国史の軌跡と新方位』北海道大学出版会, pp.171-186.
- 長チノリ (2018) 「現代アートにおける『ソーシャルワーク』のふるまい トーマス・ヒルシュホーンの〈モニュメントシリーズ〉を中心に」『女子美術大学紀要』第 48 号, pp.99-109.
- 右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編著 (1977 = 2001) 『社会福祉の歴史 政策と運動の展開』有斐閣
- 安丸良夫 (2002) 「表象の意味するもの」歴史学研究会編『歴史学における方法的転回 現代歴史学の成果と課題 1980-2000 年』青木書店, pp.228-243.
- 山本卓 (2020) 『二〇世紀転換期イギリスにおける福祉再編 リスペクタビリティと貧困』法政大学出版局